

(別紙)

(海外若手研究員受入事業実施要領第 12 条関係)

### 研究員受入に要する経費の支出基準

予算の範囲内において、往復旅費及び滞在経費を負担するとともに、調査研究費として月額 7 万円以内の実費を負担する。経費の支出基準は次のとおりとする。

#### 【往復旅費及び滞在経費】

種 別	支給額単位等	金 額	
着任時渡航旅費	〇〇空港→ 関西国際空港	エコノミークラス e チケット航空券で支給	
着任時国内旅費	関西国際空港→ 京都学・歴彩館 京都駅→(地下鉄)→北山駅	実費 (旅費)	
滞在費	宿泊(食費・光 熱水費相当含)	¥10,900/1泊 ¥単価×泊数	
離任時国内旅費	京都学・歴彩館 →関西国際空港 北山駅→(地下鉄)→京都駅 京都駅→(特急・指定)→関空	実費 (旅費)	
離任時渡航旅費	関西国際空港→ 〇〇空港	エコノミークラス e チケット航空券で支給	
雑費	渡航付随経費	空港使用税、燃油特別付加運賃、 航空特別保険料、発券手数料	実費

注)

- ※ 往復旅費及び滞在経費は、本人分を支給。家族や同伴者は支給対象外。
- ※ 着任及び離任時の旅費は、原則、研究員の推薦機関の最寄空港(又は現住所の最寄空港)から、京都学・歴彩館までの最も一般的かつ経済的な経路による。海外の起点は、最寄空港とし、海外における最寄空港までの移動費用は支給対象外。なお、航空券手配の都合上、最寄空港出発後に経由地宿泊が必要な場合は、その泊数の滞在費も支給する。国内空港は関西国際空港の利用を基本とする。
- ※ 研究員となる者が、招聘時に既に日本に滞在している場合は、着任時国内旅費の実費のみを支給し、渡航旅費は支給しない。
- ※ 海外からの招聘の場合、京都学・歴彩館は宿所探しに必要な情報を提供する。
- ※ 宿所について、宿泊費・賃料等は、上記の滞在費より本人が負担する。なお、着任や離任に伴う移転料、通信運搬費、備品・消耗品購入費等は支給しない。
- ※ 受入期間中、京都の宿所から歴彩館までの通所手段確保のため、通勤手当相当額を支給する。

## 【調査研究費】

受入期間中の調査研究費として、月額7万円以内の実費を負担する。

注)

- ※ 調査研究費は、招聘期間中に研究員が調査研究を行うにあたり必要とする経費の一部を府が負担するもの。
- ※ 予め定額を支給するのではなく、必要な都度、研究員の事前申し出を受けて、京都学・歴彩館にて支出処理を行う。なお、申し出額が上限額を超える場合は支出できない。
- ※ 消耗品等は研究員の事前申告を受け当館が業者から購入。立替購入物品の支払は不可。
- ※ 支出の際には証拠書類を要する。
- ※ 調査研究費は研究員の受入期間の最終日までに納品、役務の提供等が完了するものであること。
- ※ なお、受入期間に1カ月未満の端数日数がある場合にあっては、15日以上は7万円を上限とし、15日未満は3万5千円を上限とする。

(対象経費)

- 消耗品費・・・調査研究に必要な消耗品を購入するための経費
- 旅費・・・・研究活動を遂行するにあたり、必要な国内出張・移動旅費
  - ※旅費の起点は京都学・歴彩館とする。
  - ※研究員に調査研究費として日当を支払うことはできない。
- 謝金・・・・研究活動への協力者への謝金支払のための経費
  - ※府のアドバイザー謝金等に準拠して支払可能な事例に限る。
- その他・・・・上記の他、研究活動の遂行に必要と館長が認める経費

(使用制限)

- 調査研究費は次の経費として使用することは認められない。
  - 設備費、備品費、外国旅費、一次帰国費、事故・災害処理費、研究員及び受入サポート教員に対する謝金

(備考)

## 【海外旅行傷害保険料】

実施要領第11条に基づき、研究員を被保険者とする海外旅行傷害保険に加入（受入期間に係る母国の出発日～母国への帰着日まで）することとし、保険料は府が負担する。

なお、研究員となる者が、招聘時に既に日本に滞在している場合は、保険加入対象外とする。